

令和5年12月25日招集

令和5年 第12回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和5年第12回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和5年第12回東根市農業委員会定例総会を東根市役所401・402会議室に招集した。

1. 令和5年12月25日(月) 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。(16名)

1番 大江 正好	2番 本田 勝彦	3番 門脇 功
4番 東海 林光輝	6番 寒河江 一浩	7番 庄子 裕絵
8番 高岡 貞雄	9番 仲野 孝藏	11番 吉田 好春
12番 岡田 邦弘	13番 栗原 洋幸	14番 阿部 昇
15番 大内 恒一	17番 岡田 和敏	18番 瀬野 幸太郎
19番 菅原 繁治		

1. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報第17号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について
- 第5 報第18号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第6 議第56号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第7 議第57号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第8 議第58号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第9 議第59号 農用地利用集積計画について

- 第10 農地あっせん委員会の報告
- 第11 農地転用委員会の報告
- 第12 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	岡田 正樹	農政主査兼係長	松岡 義朗
農地係長	後藤 美智子	主任	杉浦 ひとみ

1. 議長 農業委員会会長 菅原 繁治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和5年第12回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、5番 高岡茂雄委員、10番 石山一穂委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

7番 庄子裕絵委員、8番 高岡貞雄委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第11回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第17号農地法第3条第1項の規定による許可の取消願についてから、日程第9、議第59号農用地利用集積計画についてまでの、2報告と4案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。岡田事務局長。

【岡田事務局長】

それでは、令和5年、第12回東根市農業委員会定例総会、議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条第1項の規定による許可の取消願は1件です。

報第17号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について

別紙土地に係る農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について受理したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可の取消願、所有権移転

許可年月日：令和5年6月26日、指令番号：指令東農委第55号

土地の所在：大字蟹沢字熊の堂●●●●、地目、登記簿：田、現況：畑 地積：311 m²

譲渡人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●●、●●●●、譲受人住所氏名：東根市神町中央一丁目●●●● ●●●●。取消願年月日：令和5年12月8日、取消願理由：譲受人の都合、取消願の受理年月日：令和5年12月8日であります。

3頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は6件です。

報第18号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。4頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号70番 土地の所在：大字羽入字河原田●●●●、地目、登記簿：田、現況：田、地積：2,236㎡ほか4筆。賃貸人住所氏名：東根市大字羽入●●●● ●●●●。

賃借人住所氏名：東根市大字藤助新田●●●● ●●●●。解約後の利用：第三者に賃貸借 となります。

以下、受付番号71番から75番までの5申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。5頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は、6件です。

議第56号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。6頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転

受付番号108番 土地の所在：大字東根元東根字白金●●●●、地目、登記簿：田、現況：田、地積：2,887㎡ほか1筆。譲渡人住所氏名：東根市本丸西二丁目●●●● ●●●●●。事由：労力不足、経営面積：92a。譲受人住所氏名：東根市鷺ノ森一丁目●●●● ●●●●●●●●、事由：経営規模拡大、経営面積：206aであります。

以下、受付番号109番から7頁の受付番号113番までの5申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。8頁をお開き下さい。

今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。

議第57号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

農地法第4条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。9頁をお開き下さい。

農地法第4条第1項の規定による、許可申請関係

受付番号8番 土地の所在：四ツ家一丁目●●●●、地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：628㎡。申請人住所氏名：東根市四ツ家一丁目●●●● ●●●●、職業：会社員兼農業 転用後の主要目的：一般住宅、カーポート、物置、家庭菜園、通路他で、所要面積計が628㎡であります。

農地法第4条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。10頁をお開き下さい。

今月の農地法第5条の許可申請は、6件です。

議第58号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。11頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係

受付番号58番 土地の所在：中央西●●●●、地目、登記簿：畑、現況：畑、地積330㎡。譲渡人住所氏名：東根市六田一丁目●●●● ●●●●、職業：無職。譲受人住所氏名：岩手県盛岡市津志田中央一丁目3番28号 日本住宅株式会社 代表取締役 滝村照男 職業：建設業。転用後の主要目的：建築条件付売買予定地 所要面積計が330㎡。備考として所有権移転であります。

以下、受付番号59番から12頁の受付番号63番までの5申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第5条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。13頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、農地法第4条及び第5条の申請箇所を示す位置図でありますので、参考にしていただきたいと思います。14頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、32計画です。

議第59号 農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。15頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号62番 土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●、地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：1,245㎡。売人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●● ●●●●。買人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●● ●●●●。利用目的：樹園地として利用、移転時期：令和5年12月25日、対価、総額：250,000円、支払い方法：現金、支払期限：令和6年1月18日、引き渡し時期：令和6年1月19日、買人の耕作面積は213aであります。

す。

以下、受付番号 63 番から 67 番までの 5 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。16 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号 239 番 土地の所在：大字東根元東根字下白金●●●●、地目、登記簿：田、現況：田、地積：2,856 m²。貸人住所氏名：東根市三日町三丁目●●●● ●●●●。借人住所氏名：東根市大字長瀬 1399 番地 株式会社ファーム片桐 代表取締役 片桐忠一。種類：賃貸借権設定、利用目的：水田として利用、始期：令和 5 年 12 月 25 日、終期：令和 10 年 12 月 24 日、賃借料：10 a あたり 10,000 円、5 年新規、借人の耕作面積は 2,978 a であります。

以下、受付番号 240 番から 19 頁の受付番号 263 番までの 24 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。20 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、使用貸借権設定です。

受付番号 264 番 土地の所在：大字羽入字東原●●●●、地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：737 m²。貸人住所氏名：東根市大字羽入●●●● ●●●●。借人住所氏名：東根市大字羽入●●●● ●●●●。種類：使用貸借権設定、利用目的：樹園地として利用、始期：令和 5 年 12 月 25 日、終期：令和 15 年 12 月 24 日。賃借料：無償 10 年新規 借人の耕作面積は 199 a であります。

農用地利用集積計画総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告案件 2 件と、議案 4 件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第 10、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。3 番、門脇功農地あっせん委員会委員長。

【3 番門脇功農地あっせん委員会委員長】

はい、3 番門脇です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 12 月 18 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可申請6件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る12月15日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

所有権移転の許可申請についてですが

受付番号108番、109番及び111番から113番の申請事由は、経営規模拡大となります。

受付番号110番の申請事由は、新規就農となります。

なお、今月開催されました委員会において、新規就農として●●●●氏及び●●●●氏への聴取も行われ、協議の結果、この度の農地法第3条申請については許可する事と致しました。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしており、許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、日程第11、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

1番、大江正好農地転用委員会委員長。

【1番大江正好農地転用委員会委員長】

はい、1番大江です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を12月18日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第4条による許可申請1件、農地法第5条による許可申請6件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る12月15日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、農地法第4条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります。

受付番号8番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当

次に、農地法第5条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります。

受付番号58番から61番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている

区域にあるため、第三種農地となりますが、58番は建築条件付売買予定地、59番及び60番については宅地分譲、61番は長屋住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当

受付番号62番については、第一種及び第三種農地のいずれの要件にも該当しないため、第二種農地となりますが、長屋住宅を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当

立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)のカの(イ)」に該当

受付番号63番については、農地の規模が10ha以上の区域にあるため第一種農地となりますが、集落に接続して貸家を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第2の1の(2)のイの(ア)a」に該当

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ)c(e)」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、農地法第四条による許可申請の受付番号8番及び農地法第五条による許可申請の受付番号58番から62番の案件については、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

なお、農地法第五条による許可申請のうち、受付番号63番の案件については、農振除外申請時には貸家2棟を整備する計画でありましたが、資金調達が間に合わなかったことから、面積は当初計画のままで貸家1棟分の農地法第五条による許可申請が提出されたものです。農地法第5第2項第3号及び、農地法施行規則第57条第2項第7号「申請農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない」に該当するため、許可不相当の意見を付することの意見の一致をみております。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。何かご質問ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第12、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。

ただいまから、15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

それでは15分をめぐりに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【9番 仲野孝藏委員】

9番仲野です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第56号については、経営規模拡大及び新規就農によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第57号及び58号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第59号については、水田及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【1番 大江正好委員】

1番大江です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第56号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第59号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【18番 瀬野幸太郎委員】

18番瀬野です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第56号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていることと認め、許可することの意見の一致をみました。

議第58号については、農地転用委員会の報告と同様、受付番号62番は農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

受付番号63番については、許可基準を満たさないことから、許可不相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第59号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていることと認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第17号、農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について、及び、報第18号、農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、始めに、議第56号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議第57号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第56号から議第57号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可すること、許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 56 号から議第 57 号については、許可すること、許可相当との意見を付することに決しました。

次に、議第 58 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、採決いたします。
お諮りいたします。

議第 58 号について、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、受付番号 63 番を除く 5 件については許可相当との意見を付すること、受付番号 63 番については許可不相当の意見を付することに賛成の方の挙手を求めます

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 58 号について、受付番号 63 番を除く 5 件については許可相当との意見を付すること、受付番号 63 番については許可不相当の意見を付することに決しました。

次に、議第 59 号、農用地利用集積計画について採決いたします。
お諮りいたします。

議第 59 号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 59 号について、決定することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 5 年第 12 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

午前 10 時 40 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員